

海外向け SDS 作成内容について

海外向け SDS 作成を請け負うにあたり、下記の条件がございますので、予めご確認ください。

1. 条件

組成情報から SDS を作成致します。

組成情報については、情報シート（別紙）に必要事項をご記入の上、ご依頼ください。

2. 作成仕様

- ・英語または、現地語（一部英語表記あり）で、SDS を作成致します。
- ・提供された情報シートに記載されている内容から、各国法規制のチェックを致します。
- ・提供された情報シートに記載されている組成情報の内容から、各国 GHS に基づく危険有害性の再分類を行います。（「健康有害性」「環境有害性」は自動計算、「物理化学的危険性」は情報シートに記載されている内容を反映）

3. 注意事項

- ・ご提供頂く SDS は組成、含有率の全成分開示が基本となります。
- ・CAS 番号が不明又は非開示の成分については、「危険有害性がなく、法規制に該当しない非危険物」として処理致します。
- ・物質の分類情報は弊社側にて選択致します。
そのため、単一物質又は混合物を問わず、製品としての GHS 危険有害性評価の結果について、お客様の SDS の内容との間に差異が生じる場合がございます。なお、分類情報の出典元は成果品 11 項及び 12 項に記載致します。
- ・SDS 上の各フレーズは、予め弊社で用意したものを使用致します。
- ・成果品に反映を希望される内容（分類情報のご指定やフレーズ等）がある場合は、別途有償対応とさせていただきます。御見積の際にお申し付けください。ただし、内容によってはお受けできない場合もあります。
- ・SDS 作成と同時のご注文に限り、GHS ラベル要素の作成を承ります。
一般的な GHS ラベルの要求事項を満たす内容で作成致しますが、各国法規の詳細規定には対応致しかねます。

4. 納期

- ・通常 6 ～ 10 営業日程度
- ・特急 5 営業日以内（事前に、ご確認ください）

※上記日数は目安とし、正式な納期はご発注時に、担当営業へご確認ください。

5. 納品形式

- ・ Excel ファイルとなります。

以上